

第 2 回河内長野市立保育所民営化移管法人選定委員会議事録(要約)

開催日時：7月10日(火)午後2時～6時25分

場 所：河内長野市役所 3階 301会議室

出席委員：7名(全員)

案件： 法人募集要項、運営要領、提出書類等について
移管法人選定方法および評価基準について

会議記録

議長：早速案件に従って始めたいと思います。案件1について事務局より簡単に説明お願いします。

事務局：説明実施

議長：説明についての質問をどうぞ

委員：施設の改修に関することだが、市としての補助はあるのか

事務局：ある。市と法人と保護者会で話し合っ市が必要と認めた分については出す。法人としてそれ以上の改修をしようとする時は、その分の費用については法人に出していただく

委員：改修に関して「周辺住民及び汐の宮保育所関係者をはじめ利害関係者との協議を行うこと」とあるが、利害関係者とは具体的にどんなことを指すのか

事務局：主に保護者と考えている。保護者以外で地主さんとの協議が出てくるかもしれないので入れてある

委員：理解を得るということではないかと思う

事務局：そうだと思う

委員：職員に関することで4番目「10年以上の実務経験者がいることが望ましい」とあるが、15年以上が望ましい。今の民間経営で施設長1人で全て取り仕切るのは難しい。外と内でリーダーシップを取れる人が必要。サブリーダーとして主任と言われる人が副園長として取り仕切ることが必要。地域や保護者の対応は10年では難しい。学校教育では教頭は15年以上の実務経験がないと選考試験を受けられないことになっている。保育所は保護者対応が大切。今の保育が一番良いと理解してもらえないと前へ進めない。新しく大胆なことを進めようとするれば10年では無理。15年はいると思う。河内長野市の事情として6年前、脅迫事件があった。その時から保育時間中は必ず、園長か副園長のどちらかがいるということが原則となってきた。管理職と位置づけたらよい。保育所運営には副園長と1歳児、3歳児、5歳児を担当する堪能な保育士が3名必要。

汐の宮でいるなら引き継いでもらわなければしんどいのではないかと。ただ、経験を積んでいる人ではダメ、成長を続ける人でないといけない。

これからの保育所は幼稚園との交流を進めなければならないと考えている。保護者も子どもも交流していく必要がある

委員：【給食、健康管理等に関すること】について、今の汐の宮保育所の調理をそのまま受け継ぐのか、それとも新たな方法を考えていこうとしているのか

事務局：基本的には保育と調理の有り方を引き継いでいただきたいと考えている

委員：それでは、そのことをはっきり書かれたらどうか。給食は自園調理とし直接調理と書かれた方がよい

議長： 運営要領【職員に関すること】の4、については「10年以上の実務経験者」を「15年以上の実務経験者」とすること。また、【給食・健康管理に関すること】については「自園・直接調理をする」としてよいか。

委員：保護者の要望としては「自園・直接調理」を採用していただければありがたい

委員：現在は違うのか

委員：現在は自園・直接調理をしている。いろんな民間があるが、調理については今までどおりして欲しい。それに関連して菜園活動等も引き続きして欲しい

議長：もともと、自園・直接調理は想定していたので一番冒頭に入れるべきか。保護者からの文をそっくり入れる形ではどうか。間食などはだいたい手作りしているところが多い

事務局：全て自園でやっているかという民間でもバラツキがある

委員：内部委託をしても中身は変わらない

議長：アトピー食がきちんとその子に届くのか、が一番心配。委託業者が良いかどうか問題

事務局：民間のなかには、材料調達は内部、調理は外部に委託しているところもある。給食会社から持ってくることは論外だが、必ず自分のところで人を雇って調理しなければいけないという訳ではない

議長：実際働いている調理員の力量が問題か

委員：直接調理と委託と基本的にどう違うのか

議長：若干委託のほうが安くなる

事務局：人員の確保が難しい時がある

委員：いずれにしても、園としての組織体制が整っているのか。市からの献立表をたたき台として、施設長、副園長、保護者も入れて献立を作るなど、組織的な取り組みが必要。中でもコピー食を作るのが大変

委員：コピー食は大変なもの分かった

委員：有機食材を使った業者から取り寄せて作る。高くつくがそのような方法もある

事務局：公立もその辺は利用している。子どもも保護者も安心できることが一番

議長：出てきた法人をその辺も見て選んでみてはどうか。直接調理は省き自園調理を残すことにする

委員：それを受けて、【職員に関すること】の 6 番、「看護師、調理員を配置すること」の「調理員」ははずしてよい。また、7 番の「栄養士については調理員の中で資格を持つ者がいることとする」とあるが、「調理員については、主担者は保育所での経験があり、且つ栄養士資格を有することとする」が良い

委員：保育所移管先法人募集要項についてだが、募集時の約束、運営後の協力、絶対守ること、望ましい基準が混在していて応募する人が分かりにくいように感じる。必要なのは応募時の絶対条件ではないか。分かりやすくすべき。募集時 移管後の順にするべき。整理の仕方、表現の仕方を分かりやすくしたほうがよい

委員：募集時にわかりやすいようにしてあげるべき。一つの項目に募集時、移管後になっているところがある

議長：だいたい書類はこのような感じのところが多い。現場の保育園の者には分かると思うがアンダーライン等を引いて絶対必要なものはわかりやすくすべき

【職員に関すること】の 10 年以上の経験者について、【給食、健康管理等に関すること】の調理員の扱いについて決めていきたい。まず、【職員について】先に話す

委員：委員の話聞いて、納得するところがあった。法人にとっても大きなことなので望ましいということであれば 15 年以上でよいのではないかと思う。

委員：「望ましい」の方がよいか。ハードルを下げることになるのではないか。

委員：13 年の人でもいけるように「望ましい」という表現がよい

委員：この条件自体が指針となる。絶対条件ではない。15 年以上の人が 1 名いることを基準とすると審査基準の目安となる。目安基準の一つ書いても良いのではないか

委員：基準は緩やかなほうがいいのではないか

委員：申請書類の中に職員の採用計画表があるので判断できるのではないか

議長：【職員に関すること】の、4 番については「10 年以上」「15 年以上」に書き換えることでよろしいか

「異議なし」

7 番の調理員については、「保育所の実務経験が有り、且つ栄養士とする」とするか。となると、義務か。絶対条件になる。栄養士・調理員は何名いるのか

事務局：栄養士は市役所に 1 名。汐の宮保育所に調理員は 4 名いる。栄養士で且つ保育所での調理の経験を持っている調理員は実際 1 名しかいない。非常に少ないのではないか

委員：調理員というのは調理師資格を持っている人が

事務局：必ずしも調理師資格を持っているとは限らない

委員：民間では調理師資格持っていない人もいるのか

委員：現在の汐の宮保育所の 4 名は全て、調理師資格を持っているのか

事務局：全て持っている。

委員：調理師資格を持っていない人は食中毒等の時、責任を問われるので雇わない方針

事務局：「栄養士で且つ保育所での経験有り」と、重なると難しい

議長：栄養士は必ず置いて欲しい。調理師資格は必要、調理師の中に必ず栄養士資格を持っている人がいる事。と、なると間口が広がるがどちらが良いか

委員：自園調理でも委託の場合でも調理師を置くというところの整合性はどうか

議長：業者に委託して探してもらったほうが確実ではないか

事務局：市町村が人を探すよりも人材派遣のほうが確実に人を雇うことができる

委員：派遣の人を雇うということか

事務局：派遣で条件を出して確保していく方向

議長：調理師資格、栄養士の資格もある。あわよくば保育所での実務経験もある。そのほうが応募の間口が広がるのではないか

事務局：栄養士・調理師の資格は絶対条件。なお且つ、経験については、書類・プレゼンテーションをみて決めていってはどうか。表現は「望ましい」がよいのではないか。食育についてはどれだけ重視しているかを評価していく方向

委員：食育を前面に出していくべきではないか

議長：食育を重視する条件を大事にしたいと思うが、間口が狭くなるのではないか
現地訪問をする時に市の栄養士に同行していただくと心強い

事務局：同行できると思う。条件については、間口を広げておいてプレゼンテーションの質疑応答で聞いていく方向にしたい

議長：「栄養士資格、調理師資格を持っている人で、可能であれば、保育所での経験がある人が望ましい」ということでよろしいか

「異議なし」

委員：募集要項の6．選考方法の(7)「応募者が2法人に満たない場合は、選定を中止し、再募集を行います」とあるが、応募が1法人であっても選定をやってみて基準・条件に合わない場合は再募集すると決めておいたほうがよいのではないか

議長：「再募集を行います」が、応募がなかったら、1法人でも選定するという事は、そこに決めるということか

委員：保護者の中でも、もっと情報を出して待つべき（比較検討したい）ということと1つの法人でもうまくいくのであればそこに決めたいという2つの意見にに分かれた25年度4月からスタートするにはどうしたらいいのか

議長：複数の法人を集めるには間口を広げたほうが良いと考える。私立連盟には伝えたほうが良いのではないか。

事務局：大阪市・堺市も含めて河内長野市以外の440の法人にはダイレクトメールを送る段取りをしている。

議長：0から保育所を作るのであれば適格性を判断すればよいのだが、すでに保育している

ところを引き継ぐので、1法人では選定が難しい

委員：再募集時は条件を下げるのか

議長：奈良か和歌山までエリアを広げるか絶対条件を引き下げることになる

事務局：河内長野市内にも汐の宮保育所を気にしているところもあると聞く。応募は少なくとも2法人はあるのではないかと考えている

議長：では、多いときのことを考えなくてはならない。書類で最低基準を設定するのか

事務局：法人募集要項の3/4ページの(3)「応募法人が多数の場合は、書類審査により第一選考された法人のみプレゼンテーションおよびヒヤリング審査、実地審査を実施する場合があります。」となっている

議長：多数とはどれくらいのことを指すのか

委員：一般には10に迫るくらいだと思われる

事務局：10にもなると、現地見学に行かねばならないので1日では無理がある

委員：現地見学は現地集合・現地解散となるのか

議長：バスは用意してもらったほうが良いと思われる

事務局：マイクロバスは用意している

委員：実際、応募する法人はあるのか

事務局：河内長野市内の民間には伝えているので興味のある法人はいくつかあると聞いている

委員：この条項はこのまま行くのか

議長：10に迫るような場合は臨時で集まって、この委員会を開いて決める必要がある

委員：申し込み方法の(3)質問の受付に、「提出された質問に対する回答は、7月31日(火)までに、ファクスでお送りします。」とあるが、参加した全員に回答を出すということか

事務局：共通認識ということで全員に送る

委員：法人募集要項1/4ページの3.応募資格の(1)「認定子ども園を、平成24年4月1日現在運営していること。」とあるが、認定子ども園でも応募資格はあるのか

事務局：認定子ども園は保育所部分と幼稚園部分が有り、保育所部分については単体の保育園と同じなので、保育園を運営している経験があるということになる

議長：認定子ども園でも母体は社会福祉法人であるという理解でよい

委員：保育所運営要項2/3ページ【職員に関すること】の5、「可能な限り、障がい児保育経験がある保育士を配置すること。」とあるが、「可能な限り」をはずして「正規職員を配置すること」にして欲しい。

委員：実務の中で大学と連携をとっていれば正規職員でなくても大丈夫。保育の本質は同じ

委員：障がい児保育に理解があればいいということですね

議長：正規職員がつくとハードルが高くなる。「可能な限り」をとるとする

委員：保育所運営要領 2 / 3 ページ【移管後の運営に関すること】の 3 .「適切な障がい児
保育を実施すること。」に「障がい児を受け入れ」を入れるとよいのではないか

議長：障がい児は一般のメニューに入っている。民間の受け入れはどうか

事務局：民間には受け入れてもらっている

議長：上限は無いのか

事務局：上限は無い

委員：看護師について具体的にはどういう制度か

事務局：大阪府の補助金制度で「体調不良時対応型」、保育中に微熱を出すなど迎えに来る
までの間、子どもに対応するのに看護師を 2 名以上配置するか 2 時間以上の保育延
長を実施するという制度

委員：様式 8 の「職員の採用計画」の表に 3 年未満と欄に記入することによって評価は下
がるのか

事務局：どう記入しているかによって評価のポイントになる。どういう職員配置をするか
をみたり、新人保育士を多く雇うのか、ベテランを持ってくるのか等、評価のポイ
ントになってくる

委員：保育所運営要領 3 / 3 ページの 8 「現在河内長野市立保育所に勤務している職員……
その採用について積極的に対応すること」とあるが、どうすれば非正規職員が望む
ような要項になるのか

事務局：市が新しい法人に雇わせる権限は無いが、市として「子どものためにも、積極的
に雇っていただきたい」と要望する考えである
(様式 4 の 12) にその考え方を書いていただき、プレゼンテーション時やヒヤリン
グ時に質問すれば法人の考え方が把握できると考えている

議長：提出書類について説明していただきたい

事務局：提出書類について説明実施

議長：保育事業計画書、現在経営している保育所の収支決算に加えて、実際には何歳クラ
スが何人や、保育士の経験年数が何年か分からないと保育内容が見えてこないの
で、分かるものが必要ではないか。今の運営状態が分かる書類として現在経営している
保育園の特色が分かる入所時のパンフレットや保育マニュアル(事故防止マニ
ュアル・食育・虐待防止マニュアル)などを提出してもらいたい

委員：理事長の考え方や思いが分かるものが欲しい。(様式 3)「保育内容についての考え方」
では、具体的な取り組み予定などを書いて欲しい。また、(様式 4 - 7)「保育所の運
営管理についての考え方」では、具体的な取り組みを書いて欲しい。

議長：難しいところ。「これを書きなさい」と指定してしまうと逆にわからなくなることが
ある。逆に漠然と書いてあるほうが書き手の力量が出てくることもある

事務局：他市より、この書き方のほうが比べやすいとアドバイスを頂いている

委員：そういう狙いもあるのか。結局、プレゼンの質疑で聞かなくてはならなくなるので書き方に関しては理解できた

委員：(様式 11 - 1) について、平成 26 年・27 年度の収支予算を立てているのであれば何故、平成 25 年度の事業計画が必要なのか

事務局：平成 25 年度には民間保育園から汐の宮保育所に保育士を何名か派遣するので、その間の事業計画が必要。何名の保育士を派遣してどのようにして引き継ぐかを書いてもらおうと考えている

委員：(様式 4 - 4)「公立保育所からの円滑な移行について」とかぶらないか

事務局：ここは、円滑な移行について園として引き継いでいく事業計画。園として新たに平成 26 年度以降に向けて考えていることが出てくるのではないかと...ということで事業計画としている

委員：平成 25 年度事業計画の中に移行について書けるのか

事務局：例えば、現在運営している保育園との関係で人をどう回すとか、合同保育で何をしていくかを考えるのかなどについては書けると考えている

委員：応募する人がイメージできるのか心配。職員採用計画は当然だが作る側として(様式 4 - 4) 等のからみでどう書いていけば良いのか

事務局：平成 26 年度からは独立して書いていく

委員：(様式 9 - 1) の「資金計画」は平成 26 年度のこと。平成 25 年度については(様式 11 - 1) しか出てこない。そこに市からの補助は人材補助だけ。平成 25 年度の事業計画については汐の宮保育所の引継ぎ保育をしても十分にやっていけるという確認か

事務局：そう、考えている

議長：他に提出書類について何か質問はないか

委員：(様式 5)「資産の内訳および役員等の構成」についての考え方だが、資産の基準日は平成 23 年度決算でよいのか。また、(様式 6 - 1)「履歴書」では平成 24 年 7 月 1 日現在となっているが(様式 5) では「役員及び役員となるべき者」となっている

議長：(様式 5) は「役員」でよいのでは。縁故者が入っていないという書類なので、欄外に「役員については 7 月 1 日」と記入すればよい

議長：案件の 2 番「移管法人選定方法および評価基準について」説明をお願いする

事務局：説明を実施

委員：施設整備計画に代わり事業計画の方が適切ではないか

議長：事業計画の項目を立てるのは難しいのではないかと。

保護者会としては、「一時保育はしない」ということだったが、 に「一時保育について、必要性を理解し取り組もうとしているか」配点 5 点で入っている。どう考えていくか

委員：クラスに新しい子が入ってくると担任の手がとられたり、担任が変わることで子ども

が不安になっている状況が1～2年は続くと考えられる。保育士や保育場所が確保されるなら良いが、このような不安定な状態で一時保育はすぐにしなくても良いと考えている

議長：評価の中で考え方をみていくということで、この項目は置いておいて良いと考える。事業計画をどこで評価するか考える必要がある。財務内容については専門家にお任せするしかない。個別に応募書類については見に来てもらうことになるので、調整して最後の日に来ていただくようにするしかない

事務局：8月20日が締め切りと考えている。8月21日から8月31日の間で会議室を押さえているので、そこで書類を審査していただくように考えている。その間会議室は押さえている。学識経験者の方が来られる時に保護者にも合わせてきていただいたらどうか

議長：最終までにそれぞれの評価がまとめれば良い。財務状況の説明があるので各自採点しておいて分からないところについては空白にしておけばよい

委員：プレゼンテーションと実地審査・書類審査は関連しているので一つにまとめていかなければ、総合の順位を決めていく時に難しい。チェック項目として一つにまとめたほうがよいのではないか

委員：書類審査とヒヤリングは評価項目が重なるところが多い

議長：ヒヤリングはかなり時間が短い。書類よりもプレゼンテーションを見て印象が変わる事があると思われる。それぞれの側面で評価するのはある意味必要

委員：書類審査とヒヤリングを合わせたほうが評価しやすいかも

委員：書類審査だけでは評価は無理なので、プレゼンテーションやヒヤリングで修正することはできる

委員：共通認識が難しい。書類もヒヤリングも見るところは同じ。総合する評価になるだろうと思われる

議長：一次審査（書類、プレゼンテーション、ヒヤリング、実地）、二次審査。書類を見て仮採点をしてプレゼンテーション・ヒヤリングで採点の修正可能とするならば、これでいけるかも知れない。今回、評価基準表は2枚だけで良いかもしれない。書類審査 プレゼンテーション・ヒヤリング 修正と実地審査。300点満点でやっていく。流れとして、各委員が評価（評価点の平均を取って比較、どこが評価されたかを）市長に述べる 市が決定する。

自分が見落としているところを他の人のところを参考にした方が良く、採点の一覧表を作ってフィードバックする必要がある。本来は委員間でも公表しないものだが、今回はみんなの総意で決めたい

最後には公表するが、どこまで公表するかが問題。評価したら事務局に評価表等は返し、一切持ち帰らないやり方。点数については、法人にも漏れないほうが良い

委員：保護者会では公開された部分については話し合えるが、非公開の部分については話

し合えない。保護者会には公開された部分しか分からないので、やきもきしていると思う

議長：インターネットで募集をするのでどんな内容かは見てもらえたら分かってもらえると思う

委員：プレゼンテーションの評価基準について、分かりやすくなるように配慮してもらえないか

議長：実際に運営している園のものをみたら分かるので、パンフレットを出してもらおうようにしている

委員：保護者の案を入れてもらってると考えていいか

議長：よいと思われる。後はオプションで法人に来てもらえればよい

委員：実施審査についてなにか具体的な考えはあるのか

議長：バスに乗って法人から提出された資料を持って現地に行く。見学しながら質問する

委員：質問する時間が必要

議長：保育園の見学後、園長・主任から話を聞く場を設けてもらう必要がある

委員：見学に対しては保育園側が構えるのではないか

議長：園の雰囲気では何かを感じるのではないか

委員：見るポイントは専門家の委員に任せてはどうか

議長：保護者としては、わが子をこの保育園に預けたいと思えるか、が見るポイント

委員：評価基準について、点数の付け方には基準があるのか

議長：厳しすぎたり、甘すぎたり、全体が引きずられてしまうことがあるので委員が常識的な判断をすると考え、全員の平均でよいのではないか

委員：まずは、非常に良い・良い・普通・劣っている・非常に劣っているの5段階か

議長：5段階の評価はぶれやすく、曲者。目線としては絶対評価がよいと思われる。基準を持っているのは汐の宮保育所の保護者の皆さん。その為の平均。独特な評価はしんどい。それぞれの委員で持ってもらう。300点満点のどれが合格点なのか。また、合格点を設けるのかが問題

事務局：最低基準をどうするのかをご議論頂きたい

議長：委員の総意で決めたい

委員：結果を見て考えてはどうか。聞きたいところは3つか6つか。また、日程的に話す機会が無いのでどうしたものか。線引きが難しい

委員：まず、最終評価のときには最低基準が必要。期待していたもの以下ならば線引きが必要。また、相対評価か絶対評価かそこはみんなの意見を聞きたい

委員：保育園を見たら保育園の状態が分かる。評価する場合、5段階が適切。最低基準のラインも子どもを見たら分かると思われる

委員：見学に行ってみて子どもの表情や保育士の表情を見ればかなりのことがわかるということか。いい事ばかりを書いていたたり、文章力にも差があったりして判断が難しい

い。合格点も今の話を聞いていて必要かと思うようになった

議長：60点くらいの最低基準点を設けたほうが良い。合格点のつかないところには譲渡したくない。60点くらいが妥当（100点満点）。70点はハードルが高い

委員：最低基準は60を割るとよくない。経験上、皆60点以上。

議長：合格最低点も無いのかということであれば、ちょっと乱暴か。
エントリーされた法人の名前は全て公表するのではなく、1位指名した法人を実名で公表、後はA・B・…のほうが落ちた法人を傷つけないのではないか

事務局：プレゼンテーションを公開し、その他を非公開にした場合、「公開しない」という非難を受けないのか

委員：完璧な非公開ではないので、「一部公開」等、記載して理解を得ればよい。決まった法人のみ実名で、その他はA・B・Cでも良い。落ちた法人名や点数まで公開する必要は無いが、プレゼンテーションで出てくる法人名は伏せられない

議長：相対評価なのか絶対評価なのか

委員：最初の評価については絶対評価がよいのではないか

議長：各法人を比べるのではなく一つ一つを比べていって同じになった時はどう評価するのか

委員：一つの項目に対し10点10点10点でも良い。Bの項目で10点5点4点となっても良い

委員：全く個別評価した時同じ点数ならどうしたらよいのか

議長：普通、点数（配点）の一番高いところを見ることになる。評価点の高いところから比べていくという方法もある

委員：それが良いと思う

議長：保育内容を45点くらいにしておいた方が良くも知れない

委員：経営面については、あって当然。保育内容を重視してもらえると保護者としては考えやすい

委員：保育内容を重視したい

議長：移管法人評価基準の 法人の基本姿勢の「保育所を運営するのにふさわしい法人か」という項目をなくし、 保育内容を50点にするという提案だが、これでよいか

委員：それでよい

議長：では、移管法人評価基準の の「民営化に向けて円滑な取り組みが見込まれるか」を5点、「保育所を運営するのにふさわしい法人か」をなくし の保育内容を50点とする。9月4日にヒヤリングがあるがそれまでの各自書類審査をする時にもう一度集まるのは不可能か

事務局：市としては対応できる

議長：法人の応募数によりプレゼンテーションやヒヤリングのやり方が変わってくる

事務局：傍聴の人が出たり入ったりするのはやりにくいと考える

議長：プレゼンテーションを全てやった後、保護者の意見を聞いてもらう。その後ヒヤリングが一番理想だが 5 法人もいると終わるまで待ってもらわねばならない。プレゼンテーションの時間も決めなくてはならない

委員：15 分なら、5 法人でも 75 分。待ってもらえるぎりぎりの時間

議長：法人がぶつからないほうが良い

委員：説明会では必ず顔を合わすことになる

委員：説明会の参加は必須条件か

事務局：必須条件にするのは厳しいのではないかと。但し書きをつけてはどうか。理事長や園長以外の代理人でもよいことにすればいいのではないかと考えている

委員：説明会は情報提供なので参加が必須というのはいかがなものか。場合によっては、前日に応募を決めるところもある。受付のときに担保しておけばよい。参加は絶対条件でなくて良い

委員：募集要項の 5 . 申し込み方法、(2) 説明会の開催の「必ず出席をお願いします」ととり、「ただし、参加できない時は事前に連絡をください」とすれば法人数は分かるのではないかと

議長：説明会の開催について出席が前提だが、事情があり参加できない時は、連絡をいれるか代理人の参加でもよい、ということにする

委員：プレゼンテーションの日を、保護者に公開できるのはいつか

委員：法人にも早く知らせなければならぬ。「詳しいことは後日」と言う風に募集要項に載せたほうがよい

議長：法人数がきっちり決まってからもう一度検討する機会を持ったほうが良い。8 月 21 日午後 1 時から 2 時間会議をするということではどうか。基本としてプレゼンテーションは公開、ヒヤリングは非公開ということが前提です

事務局：8 月 12 日以降ならホームページに募集要項が出ているので、保護者の方にプレゼンテーションの日程を伝えていただいても大丈夫。

委員：保護者からの要望書を出しているが、細かいところはどこで拾いあげてもらえるのか

委員：法人が決まったら細かいところの話し合いになる。譲れないところは事前にヒヤリングで出したほうがよい

委員：要望書の内容を法人に見てもらえないか。基本的に「汐の宮保育所の保護者は、このような要望があります」と、三者会議を含めてどの段階でいえるのか。法人が決まってからでは遅い。プレゼンテーション等で保護者の要望を踏まえてアピールして欲しい。説明会の時に渡してもらいたいと考えている

事務局：プレゼンテーション・ヒヤリングの前にはずせないポイントを絞って「こういう要望があるので、それを踏まえてプレゼンテーションをして欲しい」というのは可能と考えている

委員：法人に対しての要望書は出せるのか。それを踏まえてプレゼンテーションをして欲しい

事務局：「こういう内容をアピールして欲しい」ということであれば大丈夫。そのことも評価の対象となる。保護者との対応に的確に取り組もうとしているという評価の所になる

委員：プレゼンテーションの前に渡したい。説明会の時に資料の一つとして持って帰ってもらうのはどうか

事務局：「これだけは絶対譲れない」というものを、1枚にまとめて資料とすれば見てもらえると考える

委員：健康診断については無料か

事務局：民間保育所にも市から補助金を出しているのもので無料

委員：資料の中の『保護者からの移管法人に対する要望事項(移管条件)について』【給食、健康管理に関すること】の3、「地元業者からの調達にも配慮すること」とあるが、業者は民間になっても引き継ぐのか

事務局：地産地消などについては、「出来るだけ使ってください」という要望になる。今の業者をそのまま使えという強制はできないと考えている

委員：「施設整備事業等補助金」別表1について、利用できる期間は平成26年度限定か

事務局：期間はあえて入れていない。保育との絡みもあって、1年ではできないことが出てくる可能性があると考えている

委員：平成25年度の合同保育のために派遣される職員の人数は何名くらいと考えているのか

事務局：人数は法人との話し合いとなる。非常勤嘱託を雇ってもらえれば引継ぎが出来る。極端な話、施設長と主任が来てその他は現状の嘱託職員なら2人となる

委員：上限は決めていないということですね

議長：以上で今日の審議は終わります。一旦事務局に返します

事務局：何かご質問などございますか

委員：いつまでに保護者会からの要望書を用意すればよいのか

事務局：説明会が7月19日なので遅くとも前日の7月18日までには欲しい

委員：題名は「保護者からの意見・要望」でよいのではないか

事務局：長い時間ありがとうございました。次回は8月21日(火)午後1時から2時間程度、場所は301会議室です。20日が応募の締め切りなので、各委員には応募状況の報告をさせていただきます。

以上